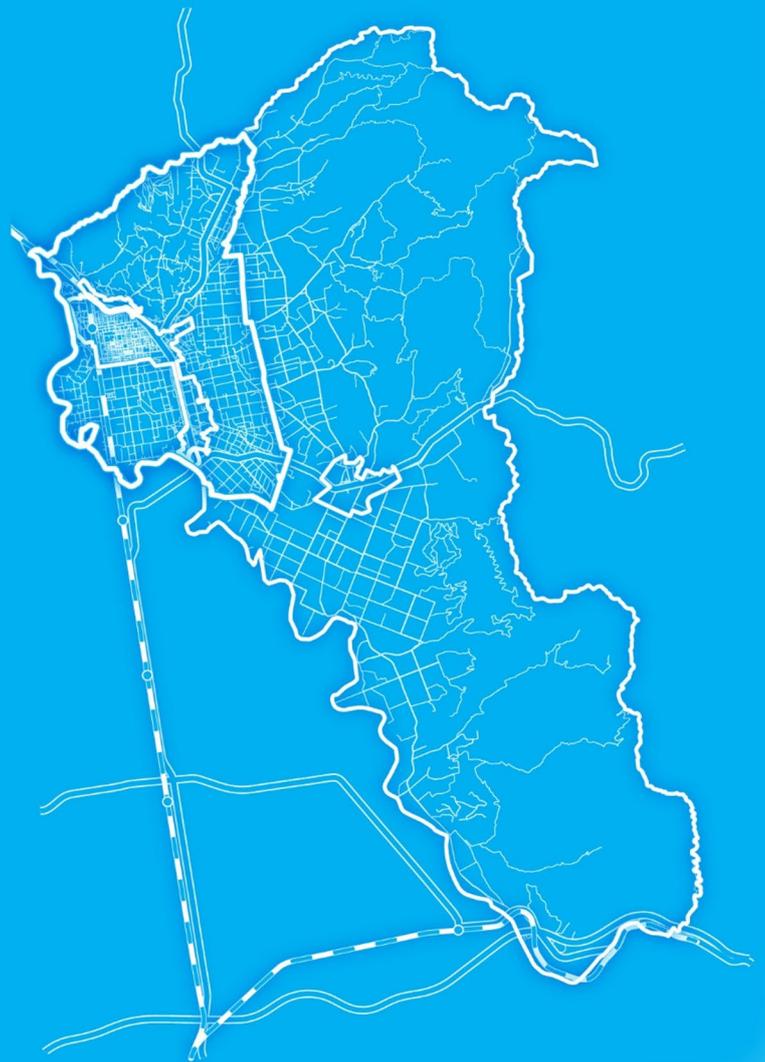


## はじめに

---



はじめに

1. 背景と目的

平成 26 年8月の都市再生特別措置法の改正により立地適正化計画が制度化されたことを受け、「栗山都市計画マスタープラン」に即しつつ、栗山町の実情にあったコンパクト・プラス・ネットワークのまちづくりがあり方、実現に向けた取組を定め、持続可能なまちづくりに資することを目的に「栗山町立地適正化計画」（以下、「本計画」）を策定します。

2. 立地適正化計画とは

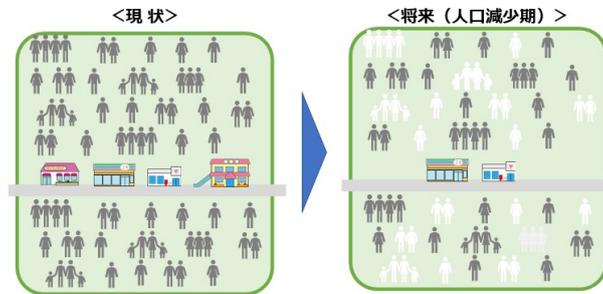
立地適正化計画とは？

1. 根拠法、特徴

都市再生特別措置法第81条

・市町村は、都市計画法第四条第二項に規定する都市計画区域内の区域について、都市再生基本方針に基づき、住宅及び都市機能増進施設（医療施設、福祉施設、商業施設その他の都市の居住者の共同の福祉又は利便のため必要な施設であって、都市機能の増進に著しく寄与するものをいう。以下同じ。）の立地の適正化を図るための計画（以下「立地適正化計画」という。）を作成することができる。

- ・地方都市では、高齢化が進む中で、市街地が拡散して低密度な市街地を形成。大都市では、高齢者が急増。

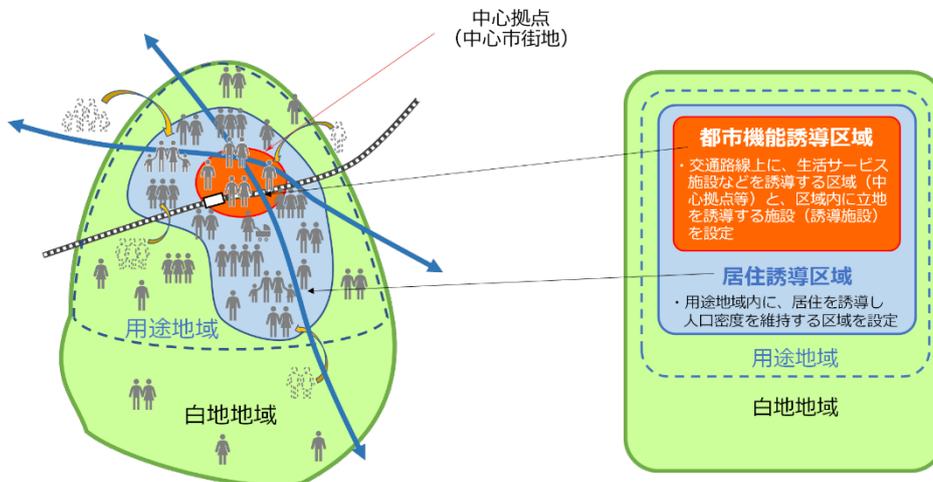


- ・医療・福祉施設、商業施設や住居等がまとまって立地し、高齢者をはじめとする住民が公共交通によりこれらの生活利便施設等にアクセスできるなど、福祉や交通なども含めて都市全体の構造を見直し、『コンパクト・プラス・ネットワーク』の考えで進めていくことが重要

改正都市再生特別措置法に基づく立地適正化計画制度の創設（平成26年）

特徴は？

- 市町村が自ら定める計画です。
- 計画区域は都市計画区域内に設定します。
- 市街地部分（用途地域）において「居住誘導区域」「都市機能誘導区域」を定めます。
- 誘導区域内等において国の支援が受けやすくなります。
- 「誘導施設」に定めた特定用途の建物や一定規模以上の住宅を建てる際に、届出義務が発生します。



## 2. 立地適正化計画の意義と役割

### (1) 都市全体を見渡したマスタープラン

立地適正化計画は、居住機能や医療・福祉・商業、公共交通等のさまざまな都市機能の誘導により、都市全域を見渡したマスタープランとして位置づけられる**市町村マスタープランの高度化版**です。

### (2) 都市計画と公共交通の一体化

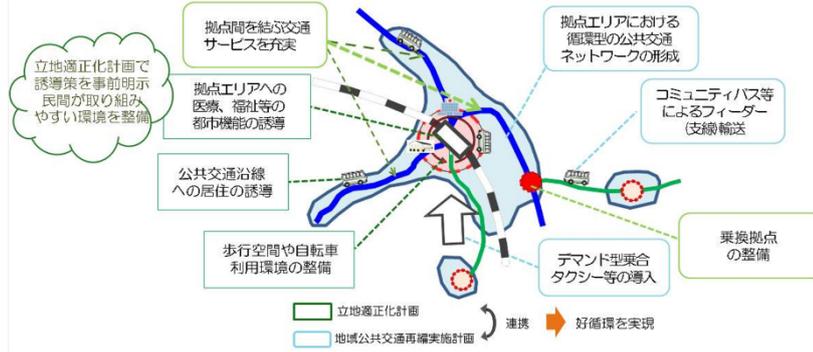
居住や都市の生活を支える機能の誘導による**コンパクトなまちづくりと地域交通の再編との連携**により、『コンパクト・プラス・ネットワーク』のまちづくりを進めます。

### (3) 都市計画と民間施設誘導の融合

民間施設の整備に対する支援や立地を緩やかに誘導する仕組みを用意し、インフラ整備や土地利用規制など従来の制度と立地適正化計画との融合による新しいまちづくりが可能になります。

### (4) 市街地空洞化防止のための選択肢

居住や民間施設の立地を緩やかにコントロールできる、市街地空洞化防止のための新たな選択肢として活用することが可能です。



「コンパクト・プラス・ネットワーク」のイメージ図（資料：国土交通省ホームページ）

## 3. SDGsについて

平成 27 年(2015 年)の国連サミットで 17 の目標と細分化された 169 のターゲットからなる「持続可能な開発目標」(SDGs:Sustainable Development Goals)が採択されており、令和 12 年(2030 年)の期限に向けて、本町においても、SDGs の 17 の目標に関連づけるとともに、栗山町第 7 期総合計画に沿って施策を推進しています。本計画では、「住み続けられるまちづくりを」と関連しており、目標達成に向け貢献します。



SDGs 17のゴール ※外務省「持続可能な開発のための2030アジェンダ」仮訳	
1	あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる
2	飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する
3	あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
4	全ての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する
5	ジェンダー平等を達成し、全ての女性及び女児の能力強化を行う
6	全ての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する
7	全ての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する
8	包摂的かつ持続可能な経済成長及び全ての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する
9	強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る
10	各国内及び各国間の不平等を是正する
11	包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する
12	持続可能な生産消費形態を確保する
13	気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
14	持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
15	陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
16	持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、全ての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
17	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化

図 持続可能な開発目標(SDGs)

#### 4. 位置づけと役割

立地適正化計画は、都市計画マスタープランの一部とみなされます。本町の最上位計画である「総合計画」、及び北海道が策定する都市計画に関する上位計画である「栗山都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に即するとともに、町の他の分野の関連計画と連携・整合を図りながら「都市計画法に基づく取組」、「都市再生特別措置法に基づく取組」、「その他関連する施策・取組」を進めていくものです。

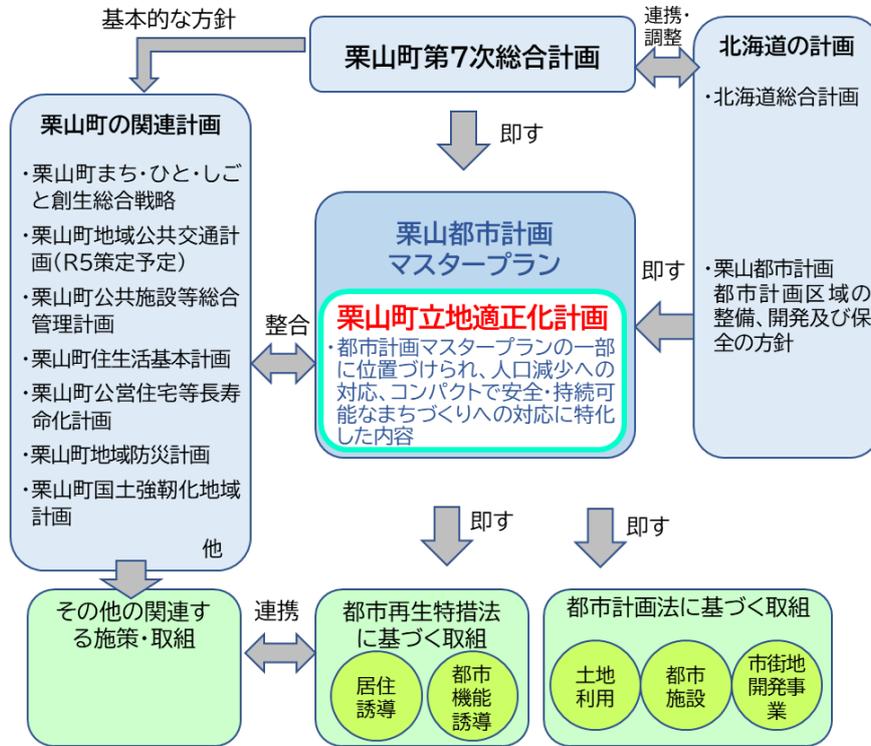


図 計画の位置づけ

#### 5. 計画期間と対象区域

##### 1) 計画期間

本計画の計画期間は、「栗山都市計画マスタープラン」の目標年次に合わせ、令和5(2023)年度から令和26(2044)年度とします。

	H26 2014	H27 2015	...	R1/H31 2019	...	R4 2022	R5 2023	...	R12 2030	...	...	R26 2044
栗山町総合計画	▶		▶ 第6次				▶ 第7次			▶		
栗山都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針				▶								
栗山都市計画マスタープラン	▶											
栗山町立地適正化計画							▶					

図 計画期間

## 2) 対象区域

本計画の対象区域は、栗山都市計画区域(約 4,017ha)とします。

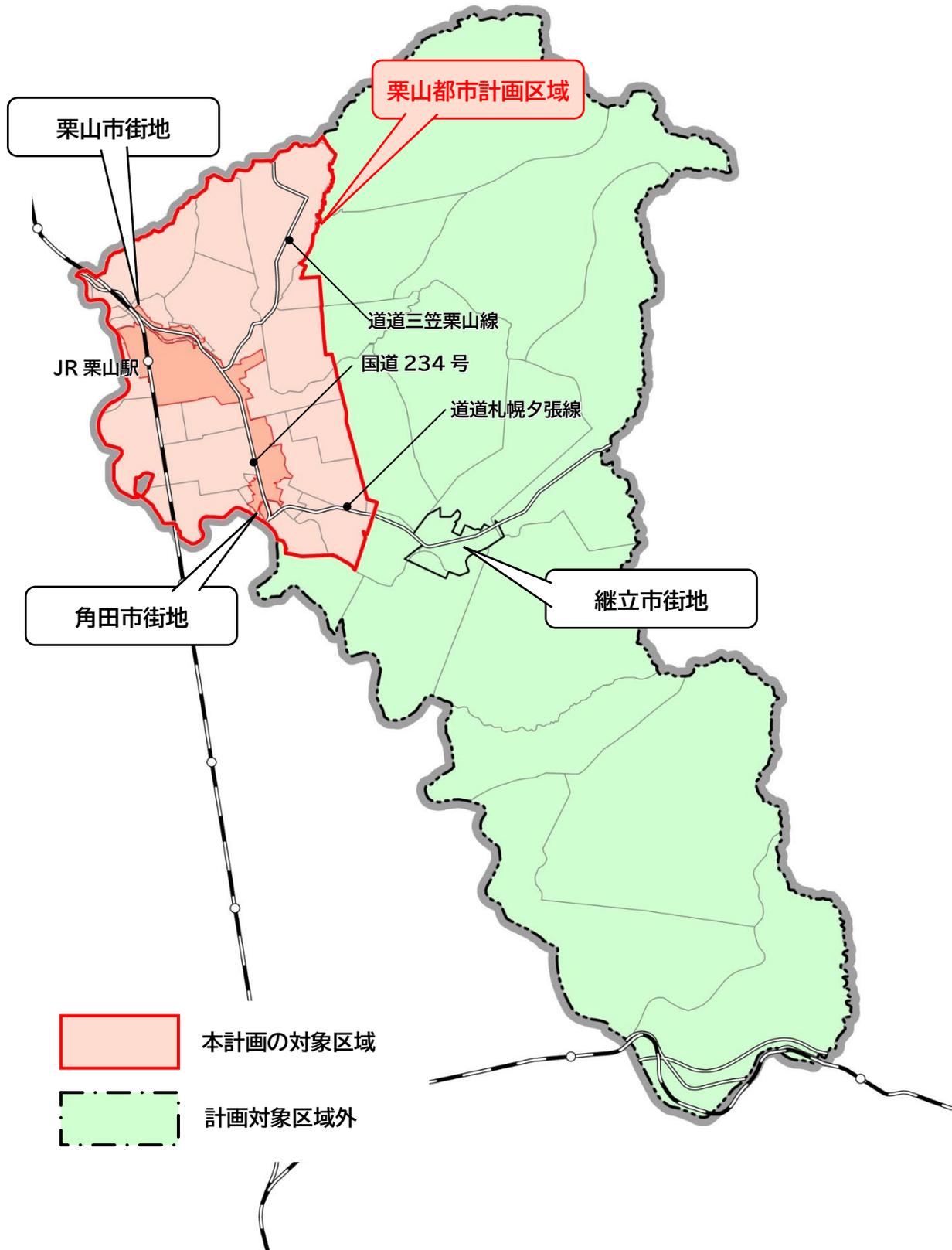


図 計画の対象区域

## 6. 計画の構成

本計画の構成は、「栗山都市計画マスタープラン」の内容と整合を図り、以下のとおりとします。

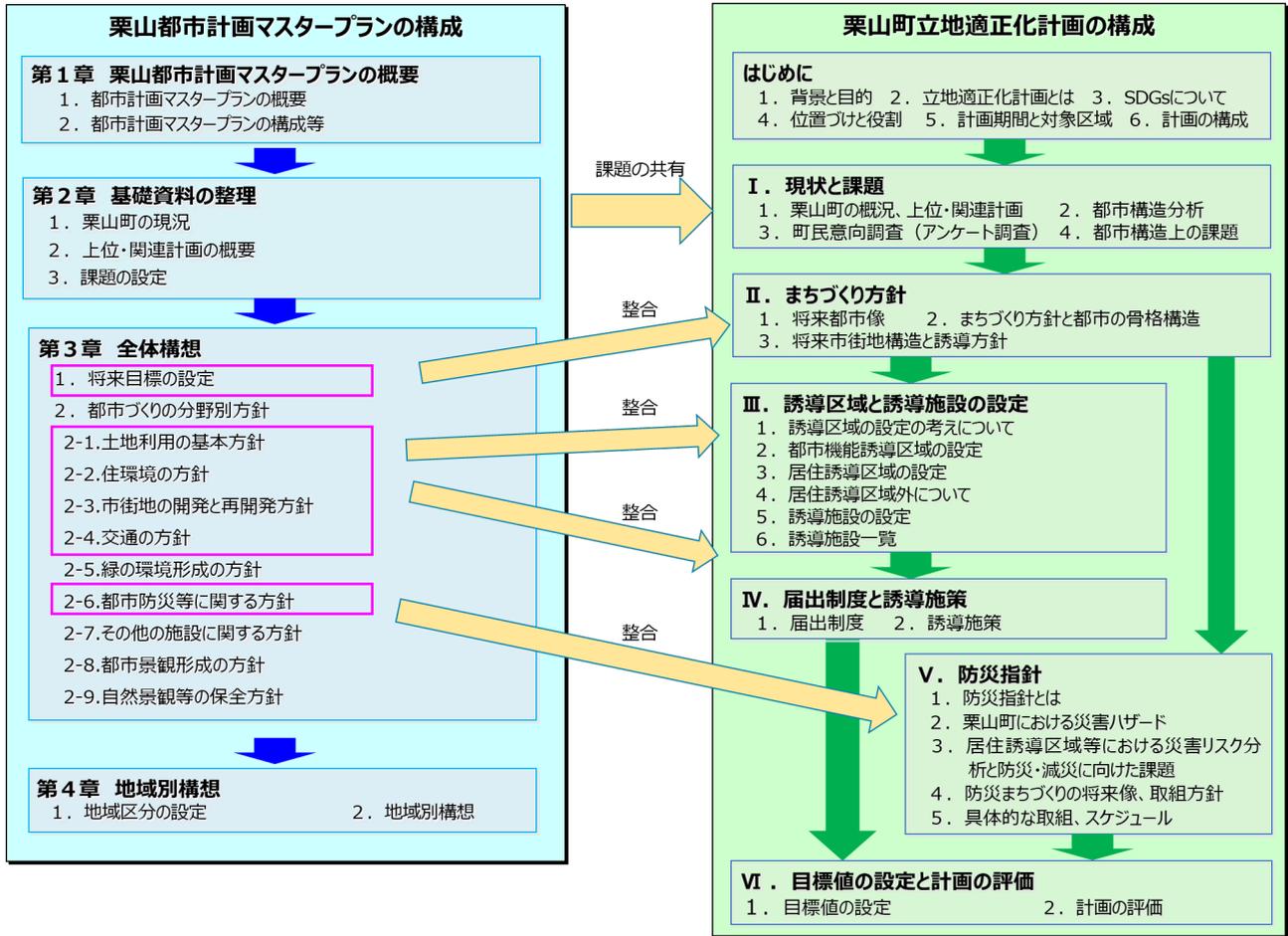


図 計画の構成